

第7章 固定資産の原価配分と評価

固定資産：長期期間、保有し運用する資産

固定資産の区分

- ①有形固定資産：有体物
建物・構築物・機械及び装置・車両運搬具・工具
危惧及び備品・土地・建設借勘定
- ②無形固定資産
法律で保護された諸権利・のれん
- ③投資その他資産
長期運用の金融資産・長期債権（1年基準）
関係会社有価証券&債権、等

有形固定資産会計の体系

- 取得時：取得原価の決定
- 決算時：減価償却と減損検査
- 追加支出時：資本的支出か収益的支出かの区別
資本的支出（正確には、資産的支出）
 - ①資産の耐久性を高める効果をもたらす支出
 - ②資産の価値を増加させる支出
具体的には、改良・増設等のための支出
- 収益的支出（正確には、費用的支出）
資産の耐久性、価値を維持することとどまる支出
- 処分時：処分損益の算定

取得原価の算定（一般原理）

- 支払対価説（間接的迂回的方法）
資産の取得に要した犠牲資産（対価）の大きさに基づいて取得原価を算定する考え方
- 公正価値説（直節的即自的方法）
取得した資産の取得時の公正価値（fair value）に基づいて取得原価を算定する考え方
- 両者の異同
*一般には「取得の対価＝取得する資産の公正価値」なので、どちらの説でも取得原価は同じ
*無償取得、低価取得・高価取得の場合は不一致

取得原価の算定（応用1）

1. 通常の購入による取得の場合

*取得の対価＝取得資産の公正価値



支払対価説でも公正価値説でも結果は同じ

*具体的には、

取得原価＝ 購入価額（製作価額）
＋外部付随費用（引取運賃等）
＋内部付随費用（据付費・試運転費等）

取得原価の算定（応用2）

2. 高額取得・低額取得の場合

*売買当事者間に支配・従属の関係がある場合（親子会社間、同族会社とその役員間等）

【設例】親会社が簿価100、公正価値250の保有土地を子会社に300で買い取らせた場合：

- 支払対価説（子会社側の仕訳）
（土地）300 （未払金）300
- 公正価値説
（土地）250 （未払金）300
（寄付金） 50

取得原価の算定（応用3）

3. 無償取得の場合

- 支払対価説では、
対価ゼロ ➡ 取得原価ゼロ ➡ 簿外（オフバランス）処理
- 公正価値説では、
取得した資産の公正価値を付して簿上（オンバランス）処理
「贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。」
（「企業会計原則」第三の5のF）

取得原価の算定（応用4）

4. 対価の支払いに国庫補助金等を充てた場合

- 支払対価説では、
取得原価＝対価のうちの自己負担分の金額
- 公正価値説では（対価＝公正価値と想定）
取得原価＝取得資産の公正価値＝対価総額

わが国の基準：圧縮記帳方式

取得原価＝対価総額－国庫補助金等

①直接圧縮方式

B/S計上額＝補助金等を減額後の金額

②間接圧縮方式

B/S計上額＝対価総額から補助金等を間接控除

取得原価の算定（応用5）

4. 対価の支払いに国庫補助金等を充てた場合（続）

圧縮記帳の効果：課税の繰り延べ

－ テキスト【数値例7-1】（p.139, 268）で－

	正規の方式	圧縮記帳方式
取得原価	500	200
収益（仮定）	100	100
毎期の減価償却費	50	20
当期純利益	300+50	80
毎期の課税額	20	32
<small>（税率40%と仮定）</small>		
10年間の課税合計額	320*	320

* (300×0.4) + (20×10)

取得原価の算定（応用6）

5. 自家建設の原資を借入金で賅った場合

建設期間中の支払利息を取得原価に算入するの
どうか？

●原価算入法

支出（利払い）⇒ 資産 ⇒ 費用（減価償却費）

●原価不算入法（期間費用処理）

支出（利払い）＝ 費用

損益計算への影響

原価算入法：費用後出し・利益先出し

原価不算入法：費用先出し・利益後出し

減価償却の意味と機能

●意味

有形固定資産の取得原価を耐用年数内の
各期に費用として配分する手続き

●機能

①費用要素として ⇒ 損益計算上での機能

(減価償却費) × × (減価償却累計額) × ×

②評価要素として ⇒ 貸借対照表上での機能

取得原価－減価償却累計額＝未償却残高

③資金要素として ⇒ キャッシュフロー計算書

(非資金費用) 上での機能 (p.67)

減価償却費の計算要素と計算方法

●計算要素

1. 取得原価（既述）
2. 残存価額（現行法ではゼロと想定）
3. 耐用年数：

* 経済的使用可能年数

* 法定耐用年数

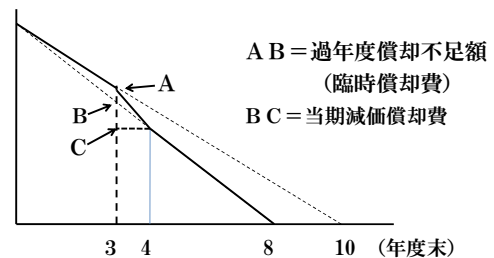
●計算方法

1. 耐用年数を基準にする方法：定額法、定率法
2. 生産高（利用高）を基準にする方法：生産高比例法

臨時償却

●臨時償却

予見不可能な機能的減価が生じた時、過年度償却
不足に遡及して簿価を切り下げる処理



臨時損失

- 意味：
災害などによる有形固定資産の物理的滅失・減価
- 会計処理
滅失あるいは減価相当額だけ簿価を直接減額
〔仕訳例〕
(機械滅失損) ×× (機 械) ××

無形固定資産の償却

- 法律で保護された権利
法定有効期間にわたって定額法で償却(直接減額)
- のれん
規則的償却法
* 超過収益力たるのれんの価値は不断に競争にさらされ、減価していくと想定
* 有形固定資産と同様、毎期、定額法で償却
- 減損検査法
* のれん価値は不規則に変動し予見不可能と想定
* 正味回収額が簿価を下回ったとき、帳簿価額を切り下げ(詳しくはテキストp.308以降を参照)

減損会計(1)

- 意味
* 収益性の低下等によって固定資産(グループ)の未償却残高の全部または一部を回収できなくなったとみなされる時、簿価を回収可能見込み額まで切り下げる処理
* 従来の簿価－正味回収可能見込み額＝減損損失
* 配分の論理に基づく減価償却から生まれる実態とのギャップを評価の論理で補完(軌道修正)する措置
- 手順：テキスト p.156の図表7-6に基づいて説明

減損会計(2)

- 回収可能見込み額：
使用価値と正味売却価額を比べて大きい方
- 使用価値：
資産を継続使用して得られるキャッシュフロー純額の割引現在価値
- 正味売却価額：
売却代金－売却手数料・処理コスト等
- 比較高価法を採用する根拠
使用価値 \geq 正味売却価額の時：継続使用を選択
使用価値 \leq 正味売却価額の時：売却処分を選択